

八王子市立松が谷学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6改訂）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめの防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立松が谷中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりうる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、未然防止、早期発見、対応、解決、再発防止に努める。
- 令和8年度の重点項目
 - ・事例を基にいじめの発生状況の理解と防止、対策の構築
 - ・人命・人権尊重教育の推進と、未然防止教育の推進（未然防止・早期発見・早期対応・再発防止）

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- 全教職員の危機管理意識の更なる育成
 - ・いじめを含む、危機的環境の理解の感度
- 法令、条例に従った対応
 - ・日々の対応の仕方の法的根拠の理解
- 組織的な対応
 - ・日常的な生徒同士の間関係の理解の仕方の研修
 - ・発生を想定したシミュレーション等を含む研修

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週月曜日 8時50分から
- 構成員 校長、副校長、生活指導主任、各学年・特別支援学級のいじめ対策委員、養護教諭、SC
 - ※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務める。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断
校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し等
 - ※会議記録は教員・講師で共有し、生徒の状況把握に努める。

いじめ対応の流れ

- ① 速やかな事実関係の把握、保護者（家庭）との情報の共有
- ② いじめが許されない行為であることを十分に理解させ、反省をさせた上で、二度と繰り返すことのないように指導する。
- ③ 保護者を交え、面談を実施するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- ④ 学級、学年、学校全体への指導を通して、生徒がいじめについて考え、解決に向けた取組について考えさせる。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月3日「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
市の施策に基づく学校いじめ防止基本方針と本校の方針の理解
- 7月17日「重大事態の理解と対応」
重大事態に対する理解と、実際に起きた場合の対応について協議
- 12月25日「いじめへの組織的な対応」
事例に基づき、いじめをする側の心理状況と組織的な対応策を協議

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳教育…「松が谷中の道徳」の活用
- ・信頼関係の構築（学級経営）
Q-Uテスト、二者面談、
構成的グループエンカウンターの実施
- ・いじめ防止プログラムソーシャルスキル（1年）
- ・八王子メディアリテラシー教育（2年）
- ・いじめ予防授業（3年）

SOSの出し方に関する授業

- ・いじめアンケートの実施（年間5回）
- ・「子ども見守りシート」等の活用
- ・ガイダンスウィーク（二者面談）（年間3回）
- ・生徒が一人以上の大人と相談できる環境づくり
- ・スクールカウンセラーによる全員面接（1年）
- ・ストレスへの対処（保健体育）

いのちの大切さを共に考える日の取組

- 「いのちの大切さを共に考える月」（7月）として
 - ・「生命の尊さ」を主題とした道徳授業（全学年）
 - ・理科、保健体育等の教科 ・校長講話
- その他
 - ・「はちおうじっ子サミット」（7月）
 - ・「赤ちゃんふれあい事業」（10月）

生徒の自己肯定感を高める取組

- ・生徒が「分かる」授業への改善
- ・すべての生徒が基礎的な学力を身に付ける
(習得目標問題の理解)
- ・学級・学年経営の充実
(授業づくり、集団づくりの確認)
- ・個々の教室の効果的な活用（SCと連携）
- ・地域で役割を果たす体験や社会に貢献する体験等

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。